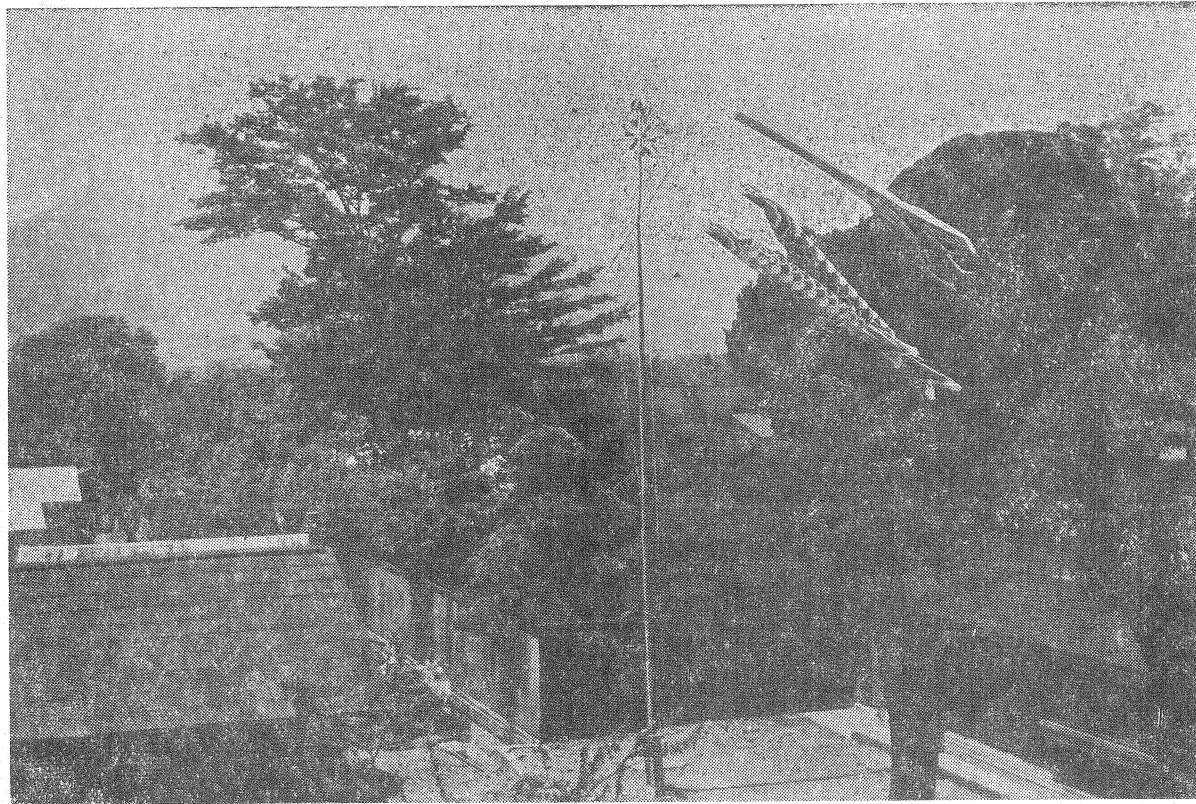


昭和40年6月20日

# むつ市政だより

昭和40年6月 第6号  
発行所 むつ市総務課広報文書係





させる。

高校生は一般とみなし、  
居住地域からの出場を認める。

中学校内及び一般の部は  
レク種目を除きスペイクの  
使用を認める。

六、その他

省略する。

### バレーボール競競

#### 一、競技総則

中学校及び一般に分け、  
中学校は男女別に、一般は  
男子だけを行なう。

#### 二、チーム編成

チーム編成は、総合種目  
チーム編成基準による。  
各チームとも、監督一名  
選手一二名で編成する。

#### 三、競技方法

中学校、一般とも九人制  
を採用する。昭和四十年度  
日本バレーボール協会規則  
に準ずる。  
但し、チエストパス、平手  
のアンダーパス、タツチは  
認めない。ネットの高さ、  
コートの大きさは、一般は  
高校男子用、中学校は中学  
校用とする。

#### 四、参加資格と制限

一般は過去において郡大  
会以上の大会に参加した選  
手は一チーム三名以内とす  
る。  
全日制高校生は参加でき  
ない。但し定時制は参加を  
認めるが、郡大会以上の大  
会に参加した制限選手とみ  
なす。中学校は一切制限し  
ない。

### 卓球競技

#### 一、競技総則

競技は団体戦と個人戦に  
分け、団体戦は中学校的部  
一般の部とし、個人戦は中  
学校の部（男女別）、一般  
の部（年代別、男女別）と  
する。

#### 二、チーム編成

#### 四、参加資格と制限

団体戦におけるチーム編  
成は中学校、一般とも総合  
種目チーム編成基準による

一般の部は監督一名、選  
手五名（二十九才以下三名、  
三十才以上二名、男女不問  
）で編成し、中学校の部は  
監督一名選手七名（男子四  
名、女子三名）で編成する

試合には次の年代の選手  
が常時出場していなければ  
ならない。  
三〇才以下 五名  
三一才以上 四名  
但し、うち一名は、職場  
は職場長（課長以上）、学  
区チームはP.T.A幹部（部  
長以上）又はこれに準ずる  
者を出場させること。  
三〇才以下の選手が足り  
ない場合には、三一才以上  
の選手をあてることができ  
る。  
三〇才以下の選手が足り  
ない場合に限り、地域（町内  
等）で参加することができ  
る。  
海上自衛隊は、各部隊別  
等）で参加することができ  
る。  
△団体戦  
競技は中学校男子、一般  
男子に分けて行なう。  
二、チーム編成  
中学校男子は総合種目チ  
ーム編成基準（中学校単位  
）により監督一名、選手一  
二名以内で編成する。  
一般男子のチーム編成基  
準は職場、町内、その他自  
由とし、監督一名、選手一  
二名以内で編成する。  
オーブンによるトーナメ  
ント法を採用する。但し、  
シード法を採用する。但し、  
ルールは昭和四十年度バ  
スケットボール競技規則を  
適用する。  
試合はトーナメントで行  
なう。  
△個人戦  
一般の部は有段者と無段  
者をあてることができ  
る。  
A組に出場した無段者はB  
組に出場できない。  
中学校及び高校の部は選  
手五名によつて行なう。  
△団体戦  
一般の部はA組、B組に  
分けて行なう。但し、A組  
で有段者が捕わない時は無  
段者をあてることができ  
る。  
A組に出場した無段者はB  
組に出場できない。  
中学校及び高校の部は選  
手五名によつて行なう。  
△個人戦  
一般の部は有段者と無段  
者に分けて行なう。  
A組に出場した無段者はB  
組に出場できない。  
中学校及び高校の部は選  
手五名によつて行なう。  
△個人戦  
一般の部はA組、B組に  
分けて行なう。但し、A組  
で有段者が捕わない時は無  
段者をあてことができ  
る。  
A組に出場した無段者はB  
組に出場できない。  
中学校及び高校の部は選  
手五名によつて行なう。

各組ごとに監督一名、選手  
三名で編成する。  
中学校及び高校の部は監  
督一名、選手五名、補欠一  
名で編成する。  
チーム編成は、一般の部  
は職場を基準とする。但し  
は職場だけで選手構成ができ  
ない場合は主管団体が認め  
た場合に限り、地域（町内  
等）で参加することができ  
る。  
△競技方法  
三、競技方法

団体戦はオーダーに従つ  
て行なう。  
個人戦の中学校は男女別  
に分け、一般は二十九才以下  
男子、三十才台男子、四十  
才以上男子、女子に分けて  
行なう。

個人戦の中学校は男女別  
に分け、一般は二十九才以下  
男子、三十才台男子、四十  
才以上男子、女子に分けて  
行なう。

競技の用具は各自が持参すること

### バトミントン競技

一、競技総則  
競技は団体戦と個人戦(第一部、第二部、女子)に分ける。

### 二、チーム編成

団体戦におけるチーム編成は職場、町内、その他自由とし、男子二名、女子二名以上で編成する。一職場一町内で二チーム以上編成してもよい。

### 三、競技方法

団体戦、個人戦ともトーナメント法で行ない。団体戦は三点先取をもつて勝とする。

団体戦における同一選手の単複又は混合の重複出場を認める。但し二種目以内

個人戦における第一部は以前に学校その他で正式にバトミントン競技を行なつたことがある者とし、第二部は一部以外の者とする。女子は区別しない。

ルールは日本バトミントン協会規則に準ずる。

### 四、参加資格と制限

生徒は参加できない。生徒は参加できない。

### 五、その他

競技は中学校団体戦高校男女別個人戦一般男子(三十五才以下)、壮年男子(三十六才以上)個人戦とする。いずれもダブルス。

### 六、チーム編成

中学校団体戦におけるチーム編成は男子四チーム(八人)、女子一チーム(二人)、計五チーム(一〇人)とする。

高校は学校ごとにチームを編成し、男女何チーム出

場してもよい。但し三年生同志はチームを組まない

### 三、競技方法

出場チームが各種目四チーム以下の場合(中学校は四校)はリーグ法によつて競技を行ないほかはトーナ

### メント法による。

試合は五セットとするか準決勝、決勝は七セットとする。

### 四、参加資格と制限

各種目とも、東北以上の規模の大会に出場した者は県大会以上の大会に出場した者とチームを組んで参加できない。

### 五、その他

各チームとも監督一名

選手二十名以内で編成のこ

### 六、チーム編成

地区別対抗団体戦及び個人戦

### 七、競技総則

団体戦におけるチーム編成はつきのとおり

各チームとも監督一名

選手七名以内で編成する。

### 八、競技方法

団体戦は五名の選手によりオーダーに従つてリーグ戦を行なう

個人戦は第一部【登録選手】手】第二部(無登録選手)

に分けて行う

個人戦はトーナメントで行うがリーグ法に切替える

こともある。ルールは日本相撲連盟規則に準ずる。

### 九、参加資格と制限

団体戦は昭和四十年度県協会登録選手の参加は二名まで。

個人戦第一部は資格を一切制限しない。

### 十、その他

チームは町内部落、職場を基準として編成することを原則とする。

中学校団体戦におけるチーム編成は男子四チーム(八人)、女子一チーム(二人)、計五チーム(一〇人)とする。

高校は学校ごとにチームを編成し、男女何チーム出

ソ参加を認める。

### 十一、軟式野球競技

### 十二、競技方法

競技は第一部(登録選手)、第二部(登録以外の選手)に分けて行う。

### 十三、チーム編成

チーム編成の区画は次のとおり、各区画何チーム出場してもよい。

### 十四、競技総則

学校学区③大湊西通地区④柳町以北⑤田名部新町以南

### 十五、相撲競技

各チームとも監督一名、選手二十名以内で編成のこ

### 十六、競技総則

地区別対抗団体戦及び個人戦

### 十七、チーム編成

各チームとも監督含む

①田名部町内②田名部部落

### 十八、競技方法

大湊(総監督部職員含む)

### 十九、自衛隊

(隊員だけ)

各チームとも監督一名

選手七名以内で編成する。

### 二十、競技方法

個人戦は五名の選手によりオーダーに従つてリーグ戦を行なう

個人戦は第一部【登録選手】手】第二部(無登録選手)

に分けて行う

個人戦はトーナメントで行うがリーグ法に切替える

こともある。ルールは日本相撲連盟規則に準ずる。

### 二十一、参加資格と制限

団体戦は昭和四十年度県協会登録選手の参加は二名まで。

個人戦第一部は資格を一切制限しない。

### 二十二、その他

第一部は連盟登録で行なう

### 二十三、競技方法

トーナメント七回戦とし準決勝までの試合で五回攻守完了後、十点以上の点差のときはコールドゲーム、

### 二十四、参加資格と制限

第二部は各チームとも次とおり、各区画何チーム出場してもよい。

### 二十五、相撲競技

チームは國際ボールA号、ルールは昭和四十年度日本軟式野球連盟規則に準ずる

### 二十六、参加資格と制限

第二部は各チームとも次とおり、各区画何チーム出場してもよい。

### 二十七、相撲競技

の年代の選手が常時出場しなければならない。

### 二十八、参加資格と制限

使用球は國際ボールA号、ルールは昭和四十年度日本軟式野球連盟規則に準ずる

### 二十九、相撲競技

のときはコールドゲーム、

### 三十、相撲競技

守完了後、十点以上の点差

### 三十一、相撲競技

のときはコールドゲーム、

### 三十二、相撲競技

守完了後、十点以上の点差

### 三十三、相撲競技

のときはコールドゲーム、

### 三十四、相撲競技

守完了後、十点以上の点差

### 三十五、相撲競技

のときはコールドゲーム、

### 三十六、相撲競技

守完了後、十点以上の点差

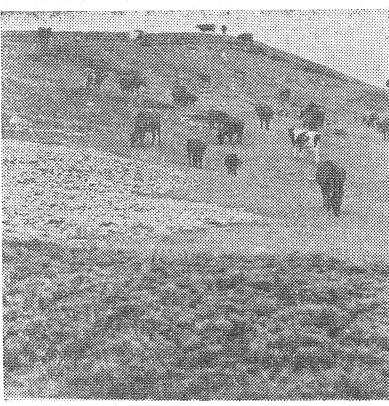
### 三十七、相撲競技

のときはコールドゲーム、

### 三十八、相撲競技

守完了後、十点以上の点差

## 桃山市営牧場開設



# 東北ボート大会近づく!!

## 地元優勝も夢でない

わがむつ市の芦崎内港が

全国的にも優秀なボートの競漕場だということになつて、来年は全国高等学校のボート大会が開催されることは、新聞などで市民の皆さんもよく知つて居ること

と思ひますが、そのことは、すでに全国に報じられ参加しようとしている全国の約一〇〇校では、むつ市の気候とか、食糧事情とか民情など、資料を集めて研究しているそうであります

昭和四十年度の東北ボート大会は、そのような事情を反影して「そんなによいところなら是非むつ市でやろう」という話し合いで決ましたもので、その期日も六月の二十六日と二十七日の二百間で、もうすぐそこまで来ているわけです。

参加を予定されているクルーは、(秋田県)本荘高校秋田高校、秋田大学、秋田石油化学、国鉄土崎工機工

本荘艇友会、三伝商事KK(新潟県)新潟大学、新潟高校、佐渡高校、両津高校

新潟南高校、新潟明訓高校、(福島県)会津高校、喜多方高校、同商業同工業、耶麻高校、福島大学、東北電力高校、東北大學、(岩手県)山田高校等で一般、大学高

合せて約三十ケループ

二六〇名から三〇〇名の選手が来る

ことになります。

市民のみなさんの中には、

会はこのファイクツスと、もう一つナツクルフオーリーのがあります。

これは長さが十米七〇、重さ一、〇〇〇キロで四人乗り、四分位です。

今までの成績を見ると、秋田県と福島県が強いのです。が、地元大湊高校、田名部高校、むつ工業高校にも優勝のチャンスはあります。

昭和四十年度の東北ボート大会では、大体六月二十三日頃から大湊駅前に案内所を

つくつて、地理の案内、旅館の案内などをします。旅館の玄関には宿泊するクル

ーの名を表示しておきます

その日から二日位最後の練習をして調子を整います。

この間旅館を訪ね大いに激励しても構えませんが、あまり馴れないものをこちそ

うして、腹痛など出さないようになります。

いづれにせよ、選手達は病気にならず、地元の市民は非常災害などに充分注意し

て、めいわくをかけることのないよう念には念を入れましよう。

さて大会は、二十六日午前九時から大湊高校で開会式を行ひ、旧海軍ドック附近で競技を開始します。

市民の皆さんほ旧海軍の方

ツターはよく知っていると思ひます、大会のボートはあれどはちよつと違いま

す。

この大会を迎えるむつ市実行委員会では着々に準備を

進め、すでに審判員の講習会も中央の講師を迎えて開催しました。

あとはコースを設定して競

技を行なうばかりであります

そこで市民のみなさんに特に次ぎの点で協力をお願ひします。

①むつ保健所からも注意が飼いはやめましょう。

犬は見知らぬ人にはえたりとびかかつたりする習性があります。

もし選手を傷つけたりしては非常な不名誉なことになります。

②選手達には市内に知人や親類がたくさん居ると思いませんので、いつこど歩く

かもしれません。道路や家のまわりをきれいに、さすが日本有数のボ

ート場を持つ会場地にふさわしい市民だと云われたい

と思います。

この大会を迎えるむつ市実行委員会では着々に準備を

進め、すでに審判員の講習会も中央の講師を迎えて開催しました。

あとはコースを設定して競

技を行なうばかりであります

そこで市民のみなさんに特に次ぎの点で協力をお願ひします。

①むつ保健所からも注意が

飼いはやめましょう。

犬は見知らぬ人にはえたりとびかかつたりする習性があります。

## 奨学生募集

### 応募資格

むつ市に居住するものの子弟で高等学校又はそれ以上(工専、大学、大学院)の学校に在学中のもの

### 提出書類

1.むつ市奨学生志願願書(用意してある)、2.家庭事情調査書(用意してある)、3.履歴書、4.戸籍どう本、5.在学証明書、6.学業成績証明書、7.身体検査票

しめきり 昭和四十年七月二十日

連絡、申込先、むつ市教育委員会(市役所一二階)

電話六六〇番の二五三

みんなさんが時々見かけるのは地元大湊高校と田名部高校のクルーですが、あれは

トイツクスと言つて長さ十

三メートル、重さ四二三キロ

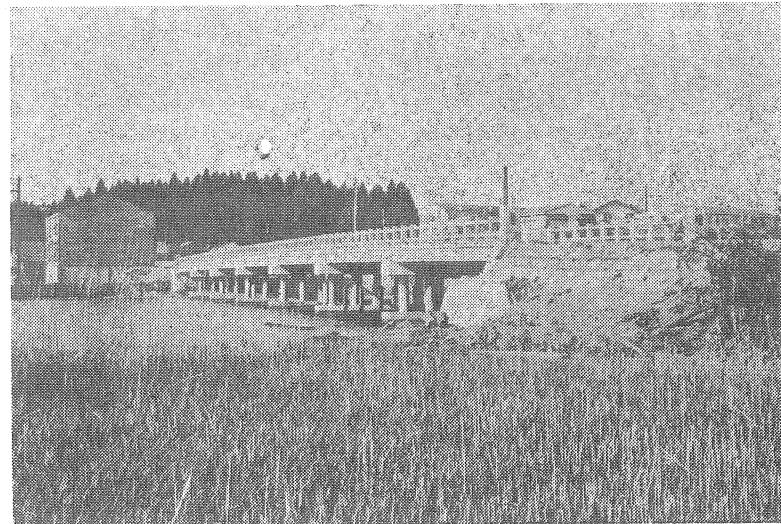
あります。

四分二〇秒で漕ぎます。大

体

はいかがでしよう。

(市民課)



## 大瀬橋竣工

金谷～緑町市営住宅を結んで田名部川にかかるていた海軍橋はずいぶん永い間オンボロ橋として渡る人達のきもを冷したり話題の種にされたりして親しまれま

## ちよつとした話題

本年五月一日現在で、むつ市に本籍を設けている戸籍数は一〇、四四六に及びます。このうち一番多い姓は、なんだと思ひですか。つぎの①の表は、頭に同じ「か」の字のつく姓がいくらあるか「た」の字のつく姓がいくらあるかをあらわします。これら姓の種類は、一、五一もあり、

予想以上あることに気がつかれると思います。また②の表は、多い姓と、その数をあらわしたもので、これによりますと、一番多い姓は「佐々木」で、三四八戸籍もあることになります。その反面、同姓のない、つまり「戸籍よりない姓は」「弓」「湯元」「佃」等で、三七種類もあります。

皆さんの周囲にはどんな姓がおありますか。それを思ひながら、夕食ときのご家庭の話題にされて

第三次長期計画は、  
一、保全策を強化して安全輸送を確保する。貳千四拾四億円  
二、線路を増設し、新車輛を大量に投入して通勤輸送を改善する。五千百九拾億円  
三、全国的主要幹線を複線化、電化して輸送力の增强を図る。一兆弐千五百億円  
(その他の九千九百八拾六億円) という三本の柱から成つております。これに重点投資することになりました。この計画は、国鉄として

市民の皆様、国鉄では昭和四十年より向う七年間に総額兆九千七百二十億円を投資して、全国的に輸送改善を図る第三次長期計画がよいよ四月一日からスタートしました。

第三次長期計画は、  
一、保全策を強化して安全輸送を確保する。貳千四拾四億円  
二、線路を増設し、新車輛を大量に投入して通勤輸送を改善する。五千百九拾億円  
三、全国的主要幹線を複線化、電化して輸送力の增强を図る。一兆弐千五百億円  
(その他の九千九百八拾六億円) といふ三本の柱から成つております。これに重点投資することになりました。この計画は、国鉄として

は身にかかる火の粉を振り払うギリギリの投資であり一步も後へ引けない実情です。幸い本計画は政府承認のもとにスタートできましたが、必要とする資金は全部国鉄が負担しなければなりません。国鉄が企業体として発足してからは経費は全部国鉄の収入でまかなわなければなりませんので第一次第二次それにこの度の第三次長期計画と莫大な借金をしたのです。

これは国民の皆様に、安全で早く、しかも快的な旅行をしていただくためです。百年を迎えるとする国鉄が過去の歴史で示したと同様、國の動脈としての使命を十分果せるよう市民の皆さんのご協力ご理解をお願いします。

国鉄東北支社広報推進員 佐藤義一

## 国鉄の第三次長期計画について

①姓の頭字の読みが同じもののベスト10			
	部	種類	
1	か	8	4
2	た	8	2
3	い	7	4
4	お	6	6
5	し	6	2
6	あ	5	5
7	な	5	5
8	さ	5	3
9	ま	4	7
10	み	4	6

②同姓ベスト10	
木	348戸籍
藤	304"
村	301"
池	251"
中	197"
菊	184"
烟	169"
山	167"
柳	164"
斎	124"
本	佐
谷	藤
谷	122"
藤	119"
川	
山	
佐	
木	

## 「むつ市消防団 組織の体質改善」

相坂団長以下団員曰く、この團結と協同精神を結集発揮した昭和四十年度定期観閲式は去る五月五日盛大に行われました。

来の懸案でありました市消防団分団の統廃合が行われたのでその内容をお知らせいたします。

なおこの大きな統廃合がスマーズに行なわれたことにつきましては、市民各位はもとより市消防関係機関のご理解あるご協力の賜と深く感謝いたしました。

統廃合の目的は

- ① 消防体制組織の強化
- ② 消防団員の消防階級準則一部改正に伴う人事配置
- ③ 消防団員定員数の適正化
- ④ 指揮命令系統の強化
- ⑤ 広域消防行政の運営拡充

以上のとおり消防力強化拡充に重点を置いた次第であります。

組織においては旧来の二十ヶ分団を七ヶ分団にしたこと及び工作分団を廃したこと。本団分団を団本部と改めたこと。

次に各分団の管轄区域は

第三分団は（大字大平全地域）  
第四分団は（旧大字大湊全地域）  
第五分団は（大字奥川及び中野沢全地域）  
俗称南通地区とも言つておられます。  
第六分団は、（大字関根全地区）  
俗称北通り地区とも言つております。  
第七分団は、（大字城ヶ沢全地区）  
俗称西通り地区とも言われております。  
以上のとおり七地区をもつてそれぞれ管轄区域としてあります。

たのであります。（別表の  
とおり）  
団本部に配属されている分  
団長、副分団体長階級の呼称  
は、職名として、団付長副  
団付長とし各分団配属の方  
はそのまま階級名で呼称す  
ること、いたしました。  
次に各分団の消防ポンプ  
車は、消防団配属全車輛に  
一号車から二〇号車まで一  
連番号を附しました。従つ  
て各分団には二台乃至四台  
宛配属しておりますので、  
消防ポンプの呼称は「第〇  
分団〇号車」となるわけで  
す。  
次にポンプ置場の名称は  
その地域名を入れることに  
致しました。

分団名	配属車輛番号	分団長及び副分団長の配置	消防ポンプ置場の名称	管轄区域
第1分団	第1号車 第2号車	分 団 長 副 分 団 長	消防本部(署)内	田名部川及び小川を境として東北方面全域
第2分団	第3号車 第4号車	分 团 長 副 分 团 長	同 上	田名部川及び小川を境として西南方面全域
第3分団	第5号車 第6号車	副 分 团 長 分 团 長	むつ市消防団 第3分団一本松屯所 " " 第3分団新町屯所	大字大平 全地域
第4分団	第7号車 第8号車 第9号車	副 分 团 長 分 团 長 副 分 团 長	" " 第4分団上町屯所 " " 第4分団川守屯所 " " 第4分団宇田屯所	大字大湊 全地域
第5分団	第10号車 第11号車 第12号車 第13号車	副 分 团 長 分 团 長 副 分 团 長 副 分 团 長	" " 第5分団近川屯所 " " 第5分団奥内屯所 " " 第5分団浜奥内屯所 " " 第5分団中野沢屯所	大字奥内及び 中野沢 全地域
第6分団	第14号車 第15号車 第16号車 第17号車	分 团 長 副 分 团 長 副 分 团 長 副 分 团 長	" " 第6分団関根屯所 " " 第6分団浜関根屯所 第6分団川代屯所 第6分団島沢屯所	大字関根 全地域
第7分団	第18号車 第19号車 第20号車	副 分 团 長 副 分 团 長 副 分 团 長	" " 第7分団城ヶ沢屯所 第7分団泉沢屯所 第7分団角違屯所	大字城ヶ沢 全地域

以上のとおり消防団の統廃合実施について概略お知らせ申し上げる次第であります。

何とぞ日増に複雑にしてしかも困難な火災が様々の原因で発生しつゝあります。

各町内、部落会のみならん地域ぐるみで「火防」と「事故防止」に御協力願

第 分団は(旧一分団)二  
分団の管轄区域に恐山地域  
を含む)  
改正に伴い新たに副分団長  
消防団員の階級準則一部  
次の人事配置ありますか

## 恐山行バス開通

日本三大霊場として神秘  
さ素朴さが最近観光面でも  
高く評価され年々観光客の  
数も増えてきている恐山の

山開きは去る五月十日関係  
者が集まつて行われ同時に  
バス開通式も行われた。  
バス運行時間は次のとおり  
です



## 恐山線

停留所名	1	2	3	4	5	6
田名部	8.20	9.00	10.50	12.50	14.00	17.40
田名部駅前		9.10	11.00		14.10	17.45
二又	8.30	9.20	11.10	13.00	14.20	17.55
恐山	9.10	10.00	11.50	13.40	15.00	18.35
運行期間	7月1日 10月31日	5月10日 11月10日	6月1日 10月31日	7月20日 8月31日	5月10日 11月10日	7月20日 8月31日

停留所名	1	2	3	4	5	6
恐山	9.30	10.10	12.20	14.00	16.00	18.40
又	10.10	10.50	13.00	14.40	16.40	19.20
田名部	10.18	10.58	13.08	14.48	16.48	19.28
田名部駅前	10.20	11.00	13.10	14.50	16.50	19.30
運行期間	7月1日 10月31日	5月10日 11月10日	6月1日 10月31日	7月20日 8月31日	5月10日 11月10日	7月20日 8月31日

昭和39年度相談種別経過取扱件数表

相談種別		生	活	苦	の	相	談	住	宅	健	家	庭	不	和	の	相	結	婚	児	教	法	苦	情	相	その	他	の	相	談	合	計		
区分		取扱件数	33	15	2	7	16	13	4	教	老	人	問題	の	相	談	法	律	苦	情	相	土	地	相	談	その	他	の	相	談	合	計	
相	他の適当な機関を紹介したもの	11	9		1	7		4	2	1	4	1	3	1		1	44																
談	所	直ち解決したもの	12	6	2	6	9	18		6	1	4	1	5	1		1	76															
経	内	継続指導して解決したもの																															
過	取	継続指導中のもの																															
	扱																																

## むつ市心配ごと相談所開催状況

むつ市社会福祉協議会では毎週水曜日午前九時から午後九時迄むつ市集会所において心配ごと相談所を開催していますが昭和三十九年度の開催日数は五十日で取扱件数は一二一件ありました。其の相談種別は次の表の通りであります心配ごと相談所はどなたでも、また、どんな心配ごとでもやすく相談できますどうぞご利用ください

むつ市大字田名部字杉林五  
六の六（俗称小川町）  
二、その他他の相談機関  
部字小川町）で取り扱わない事件

◎受付の日時  
毎月第一日曜日、第三日曜日の正午から午後五時までとなっています。ただし時にかわらず自宅または波谷行政書士事務所（田名部字小川町）で取り扱われます。

◎取り扱う相談の内容

一、国が行う行政事務の運営や措置等についての意見、要望、苦情

二、心配ごと相談所はどなたでも、また、どんな心配ごとでもやすく相談できますどうぞご利用ください

行政相談員がかわりました。

行政管理庁青森行政監察委員であつた佐々木盤夫氏が都合で辞職されましたので、後任に渋谷多一郎氏が就任しました。

これから相談ことは、次の要領で行なわれますからご留意下さい。

### ◎受付けの場所

むつ市大字田名部字杉林五  
六の六（俗称小川町）

局むつ地区担当の行政相談

委員であつた佐々木盤夫氏が都合で辞職されましたので、後任に渋谷多一郎氏が就任しました。

これから相談ことは、次の要領で行なわれますからご留意下さい。

### ◎受付けの場所

むつ市大字田名部字杉林五  
六の六（俗称小川町）

局むつ地区担当の行政相談